

建築基準法による許可申請要領

(第43条第2項第2号・第85条仮設建築物を除く)

1. 適用条項

建築基準法に規定されている各条文による。

2. 許可申請について

建築基準法の規定により、原則的に禁止されている事項について例外的に許可しようとするものであり、建築計画について、建築指導課と事前に協議を充分に行う必要がある。

また、許可通知書交付後、確認申請の手続き中に変更が出ないように、許可申請と並行して確認申請の申請先と充分に協議を行うこと。

3. 申請図書について

許可申請に係る申請図書は次の各号に掲げるものとし、正1部・副1部を提出するものとする。

(1) 許可申請書 第1面～第3面(第四十三号様式)

(2) 委任状

(3) 許可申請理由書(当該計画が周辺環境上支障なしとする理由や周辺への影響及び具体的な環境対策、事業上の理由又は公益上の必要性等を詳細に記入したもの)

(4) 近隣説明報告書等(当該許可にあたり、地元自治会及び近接自治会に対して十分な説明責任を果たしたと認められるもの、又は協定を締結しているもの)

(5) 設計概要書

(6) 工場及び危険物調書(工場及び危険物貯蔵の場合は細則様式第1号に定める調書を添付すること)

(7) 都市計画総括図(縮尺1/25000程度のものに申請地を明示)

(8) 用途地域図(縮尺1/2500程度で、敷地の周囲(敷地の外周から半径300m(法51条の規定による許可申請の場合は1km)の範囲をいう。)を都市計画の用途にならいう着色し凡例を記入したもの)

(9) 周辺の建築物用途別現況図(縮尺1/2500程度で、敷地の周囲(敷地の外周から半径100m(法第48条各項又は特別工業地区条例、地区計画条例、法51条等の規定による許可については300m)の範囲をいう)の建築物等の位置及び用途並びに土地の利用状況を別表による用途別に着色し凡例を記入したもの)

- (10) **付近見取図**（方位、申請地等を明示したもの）
- (11) **配置図**（縮尺、方位、敷地境界線（赤色）、敷地内における建築物の空き寸法及び階数、申請部分と申請以外の部分の別、敷地に接する道路の位置、幅員等を明示したもの）
- (12) **各階平面図**（縮尺、方位、間取り、各室の用途、開口部及び防火戸の位置、工場の場合は、作業内容並びに機械設備及び生産設備の名称、位置、出力等を明示したもの）
- (13) **面積表**（敷地面積、建築面積、延べ床面積、用途別面積及び増築等の場合は既存部分、増築部分等の用途別面積も記入。配置図、平面図に明示することも可）
- (14) **申請地の全部事項証明書等（要約書でも可）**
（証明の日から3月を経過していない証明書等を添付）
（※登記情報提供サービスにより、全部事項を印刷した図書の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。）
- (15) **公図等**（提供日、転写日等から3月を経過していない地図を添付）
（方位、申請地等を明示したもの）
（※登記情報提供サービスにより、提供された地図又は地図に準ずる図面の写しでも可。ただし、登記情報提供サービスによるものである旨、提供を受けた日、提供を受けた者の氏名を明記すること。）
- (16) **2面以上の立面図・断面図**（縮尺、開口部防火戸の位置、壁面等の仕上げ、床の高さ、各階の天井高さ、軒の高さ及び建築物の最高高さ、道路及び隣接との関係を明示したもの）
- (17) **日影図** 日影による中高層の建築物の高さの制限、建築物の高さの限度に係る場合（縮尺、方位、各部分の高さ、各時間ごとの日影図、敷地境界線からの5mライン（赤）及び10mライン（青）、並びに兵庫県条例によって定められている規制値の等時間日影線を色分けして記入、日影不適格部分があればその部分を明示すること。増築の場合は、既存及び増築後の日影図を作成すること。日影既存不適格建築物については、最終確認通知及び前回許可書等の写しを添付すること）
- (18) **道路内の建築制限による許可申請の場合**
- ・ 防火地域図
 - ・ 側面の建築物構造種別図（構造、種別、用途及びアーケードの接する面の防火措置の有無、改修の必要な場合は改修内容を記入する）
- (19) **壁面線の指定による許可申請の場合**
- ・ 同一壁面線上の建築物配置図
 - ・ 同一壁面上の建築物用途別現況図（別表により着色し、用途地域界についても記入する。）
- (20) **容積率の特例による許可申請の場合**
- ・ 周辺道路配置状況図（幅員、通行形態等を記入する。）
 - ・ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さの関係を示した図書

(21) 地区計画区域内における許可申請の場合

- ・住宅地高度利用地区計画又は再開発地区計画の内容を示す図書
- ・周辺道路配置状況図（幅員、通行形態等を記入する。）

(22) 現場写真（敷地周辺の状況が把握できるような位置（2方向以上）から撮影し、撮影方向を配置図等に記入すること）

(23) その他添付を必要として係員の指示する資料

4. 関係部局協議に関し必要な図書（係員の指示する場合）

許可申請書の提出に際して、次の図書を提出すること。

【協議会用資料】（必要部数については係員と協議の上、決定すること。）

- （1）表紙（工事名、申請者名等を記載したもの。）
- （2）許可申請用図書を縮小又は転写したもの。（原則A3サイズ又はA4サイズ）
- （3）その他添付を必要として係員の指示する資料

5. 公聴会に関し必要な図書

【公聴会用資料】（必要部数については係員と協議の上、決定すること。）

- （1）前記3の図面（必要図面は係員と協議すること。）をA3サイズにて提出すること。
 - （2）その他添付を必要として係員の指示する資料
- 注意：公聴会の開催日程を事前に係員と協議すること。

6. 建築審査会又は都市計画審議会に関し必要な図書

- （1）前記3の図面（必要図面及び内容は係員と協議）を、画像データ又は紙面にて提出すること。
- （2）その他添付を必要として係員の指示する資料

7. 手数料 姫路市建築確認申請手数料等徴収条例による

問い合わせ先：姫路市建築指導課 指導・道路担当 TEL（079）221-2579

別 表

用 途	適 用	色 名	
住居専用	住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍、下宿屋	淡 黄 (レモン・イエロー)	
店舗併用	店舗併用住宅	山吹色 (イエロー・オレンジ)	
商業専用	専用卸小売商店、市場、飲食店、百貨店、銀行、 事務所その他これらに類するもの	赤 (レッド)	
	旅館、宿泊所その他これらに類するもの 料理店、待合、キャバレーその他これらに類するもの 劇場、映画館その他これらに類するもの	桃 (ピンク)	
	倉庫、自動車車庫その他これらに類するもの	明 紫 (モーブ)	
工業用	工場	明 青 (ライト・ブルー)	
農業用	家畜飼育場、搾乳場、温室その他これらに類するもの	濃 緑 (ディープ・グリーン)	
公共用	官公庁舎、公会堂、博物館、図書館、学校、病院、刑務所、 停車場その他これらに類するもの	茶 (バーント・シーナ)	
宗教用	神社、寺院、教会	黄 緑 (ビー・グリーン)	
その他	塵芥処理場、火葬場、と殺場、変電所その他これらに類するもの	灰 (グレー)	

問い合わせ先：姫路市建築指導課 指導・道路担当 TEL (079) 221-2579